

利用制限の基準について

国の制度について

※内閣府HPから抜粋

○公文書管理法第16条第1項について

公文書管理法では、特定歴史公文書等の利用を具体的権利として位置付けています。一方、個人の権利利益や公共の利益等を害するおそれがあり、利用に馴染まない情報が記録されている場合や特定歴史公文書等自体に破損、汚損の危険がありその利用が物理的に困難な場合などに、その利用を制限する場合があります。

このような利用の制限に合理的な理由がある情報を法第16条第1号から第5号に具体的かつ明確に列挙しており、この利用制限事由に該当しない限り、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等を利用させなければならないとしています。

※逐条解説「公文書等の管理に関する法律」宇賀克也著（第一法規）から抜粋して引用

○公文書管理法第16条第2項について

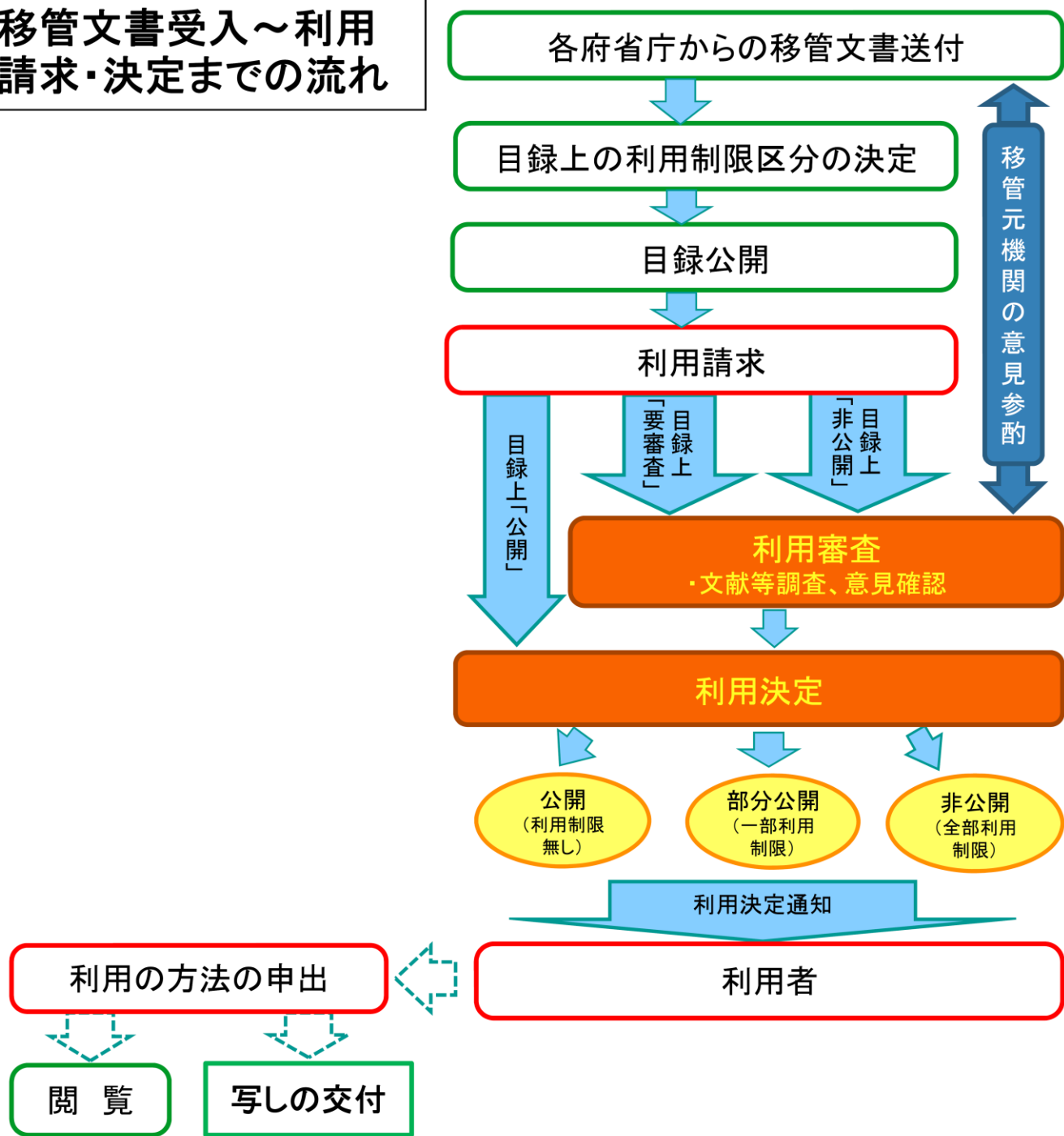
行政文書または法人文書として作成または取得された時点においては不開示情報であったとしても、その後の時の経過により、秘匿する必要性は一般的に減少する。とりわけ、特定歴史公文書等として利用請求を受ける場合には、国立公文書館等に移管された後も、**時が経過している**ので、移管時点においては利用制限事由に該当したとしても、利用請求時点においては、利用制限事由に該当しない可能性がある。したがって、一般的に利用を認める方向に働く考慮要素として、**時の経過**を参酌することを国立公文書館等の長に義務付けている。

国立公文書館における利用審査の基本方針

※平成24年8月9日国立公文書館資料「国立公文書館における「時の経過」の運用について」から抜粋

1. 利用制限情報の該当性は、利用決定時に判断
2. 時の経過を考慮
個人や法人の権利利益、公共の利益を害するおそれの蓋然性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化により低下
3. 30年原則（時の経過）を踏まえた公開
4. 利用制限すべき情報は必要最小限
5. 移管元機関の意見を参酌
当該機関の意見を尊重するが、国立公文書館長が最終判断

移管文書受入～利用
請求・決定までの流れ



※平成24年8月9日国立公文書館資料
「国立公文書館における
「時の経過」の運用について」
から抜粋

時の経過(30年)を考慮

国・他の自治体の例

- 「**国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準**」別表

30年を経過してなおかつ個人の権利侵害の可能性がある個人情報について、50年、80年、110年以上という基準を定めている。

※詳細は、参考資料4に記載のとおり

- **国立公文書館の基準に独自の情報類型例を付加する自治体の基準例**

「滋賀県立公文書館における 滋賀県公文書等の管理に関する条例 に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」別表には、「情報の類型の例」に以下の内容が加えられている。

「80年」に「貧窮、生活扶助その他の生活状況」

「110年を超える適切な年」に「被差別部落に関するもの」

【参考：30年原則】

公文書館における歴史的公文書閲覧制限期間は、30年を超えてはならないとする国際的な考え方。

〔国際文書館評議会（ICA）1968年第6回大会決議文〕

公開制限期間を定めている各国においては、一般的な制限期間について、文書の作成から公開までの間が30年を超えないものとし、必要な場合は留保事項を設けること。

利用制限基準のあり方（案）と課題

- 法第16条第1項の利用制限事項について、（仮称）尼崎市公文書管理条例においては、国固有のものを除き、国に準じることとしたうえで、尼崎市情報公開条例における現用文書（個人に関する情報、法人等に関する情報等）の不開示情報の規定を考慮し、規定することが妥当と考えられる。
- 法第16条第2項の「時の経過の考慮」について、「国立公文書館における利用審査の基本方針」に沿うことが妥当と考えられる。
- 市町村レベルの公文書には、国と比較し、住民の個人情報、法人情報や地域情報などが多数含まれているため、国立公文書館の審査基準と同じとした場合、利用請求に対する審査において実務上の問題が発生する可能性もあることから、市町村レベルでの基本的な考え方を整理しておく必要がある。

論点

原則利用の制度であるため、利用を制限する場合に、当該決定を不服として、第三者機関に対して審査請求が行われる可能性がある。

一方、市が利用決定した場合、文書に関わる当事者から、個人や法人の権利利益の侵害を理由とした争いが生じる可能性がある。

原則として、国立公文書館の審査基準に沿うとしても、住民の個人情報、法人情報や地域情報などが多いといった市町村レベルの特性から、「利用制限についての基本的考え方」はどうあるべきか。